

## 奈良県100年企業顕彰Q &amp; A

質 問	回 答
Q1 募集期間は？	令和6年12月9日（月）～令和7年1月31日（金）消印有効
Q2 申請方法は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の申請書に「奈良県100年企業顕彰推薦書」及び「100年以上継続していることを証明する資料」、「納税証明書」、「直近の決算書」を添付し、産業創造課へ郵送または電子メールで提出してください。（電子メールで応募される場合、データ容量が5Mbを超過すると受信できません。）</li> </ul> 郵送宛先：〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県産業部産業創造課宛 電子メール：sangyo@office.pref.nara.lg.jp <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請用紙一式は産業創造課ホームページからダウンロードしてください。</li> </ul>
Q3 100年以上の算定基準とは？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間の算定の基準日は、令和6年4月1日です。</li> <li>・今回の顕彰対象は、大正13年（1924年）3月31日以前の創業企業になります。</li> </ul>
Q4 100年を経過していれば、全ての企業が顕彰を受けることができるのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100年を経過した全ての企業が顕彰を受けるわけではなく、過去の経歴や地域経済の発展・活性化に貢献していることなどを審査し、顕彰企業を決定いたします。</li> </ul>
Q5 「企業」の定義とは？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利を目的とする事業を営んでいるものを指します。（法人、個人問わない）</li> </ul>
Q6 複数の業種を営んでいる場合、どの業種で申請すればよいか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日時点で、企業の最も主である事業の業種を記載してください。</li> </ul>
Q7 本店が県外にあり、本社が県内にあるが、顕彰の対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顕彰の対象となるには、本店が県内にある必要があります。</li> </ul>
Q8 創業時は一つの企業であったが、経営の分割がおこなわれた場合の判断はどのようにおこなうのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の分割が行われた場合、名称・事業の内容等から総合的に判断し、いわゆる「本家」と思われる企業のみ分割以前の業歴を認め、「分家」については分割時点をもって創業とします。</li> </ul>
Q9 経営形態の変更とはどのようなものを指すのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業主が株式会社、合同会社などの法人を設立し、それまで個人でおこなっていた事業を引き継ぐ事などを指します。</li> </ul>
Q10 奈良県100年企業顕彰実施要綱第2条（1）の、経営の安定化や事業拡大等を図り、長きに渡る企業活動を通じて地域経済の発展・活性化に貢献してきた取組とは？	例えば、下記のような取組を指します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術開発、新規事業分野や海外市場への進出等により売り上げを維持、拡大しその後の企業の存続・発展に繋がった</li> <li>・経営状況を克服する取組により、長期に渡る安定的な企業経営の礎を築いた</li> <li>・先進技術の導入により経営の効率化・合理化に成功し、その後の企業の存続・発展に繋がった</li> <li>・経済情勢の悪化の際にも雇用の安定に努め、技術・知財の流失を防止し、その後の企業の存続・発展に繋がった</li> </ul>
Q11 100年以上継続していることを証明する物件が社史しかない場合はどのようにすればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社史を作成する際の裏付けとした根拠資料を提出してください。</li> </ul>

Q12	業歴書にはどの程度詳しく記載すればよいのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名・屋号又は名称、代表者氏名、経営形態、所在地、取扱品目等の変更があるごとに記入してください。</li> <li>・特に代表者の変遷、業種転換、合併等については、その前歴、目的等を含めて詳しく記入してください。</li> </ul>
Q13	黒字・赤字の判断はどのようにおこなうのか。	直近の決算報告書の経常利益で判断します。
Q14	奈良県100年企業顕彰事業実施要綱第2条（4）の特殊要因による赤字とは？	・新型コロナウイルス感染症、自然災害など、企業が独自の努力では避けられない要因が含まれるものを指します。
Q15	団体に属していない場合は誰に推薦書を書いて貰えばよいのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請企業の本店の所在地の市町村（産業関連課）で推薦書を作成してもらってください。</li> <li>・本申請は、申請人の自己申告に基づくものであるが、第三者の推薦書を添付することにより、その信憑性を高めるのが目的です。</li> </ul>
Q16	県税に未納がないことは、どのようにしたら分かるのか。	・納税証明書において、県税に滞納がないことの記載が必要です。
Q17	実地調査、ヒアリングとは？	・証拠資料等の確認をおこなうため、実地調査、ヒアリングをおこなうことがあります。
Q18	顕彰の決定は？	・顕彰の決定は、奈良県経営革新計画評価等委員会において審査の上、知事が決定します。
Q19	表彰式は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年3月下旬予定</li> <li>・詳細は審査後、被顕彰者に通知します。</li> </ul>
Q20	顕彰の取消は？	・既に顕彰した場合であっても、「奈良県100年企業顕彰実施要綱第2条の各号のいずれかに該当しないことが判明した場合又は、第3条の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、顕彰を取消し、表彰状等の返還を命ずる場合があります。
Q21	100年企業顕彰を受けることによるメリットは？	・企業ブランドの向上に繋げるため、県庁ホームページなどの各種広報媒体（SNSなど）で周知を図ります。